

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の  
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（146）

2. 日時：令和4年5月10日（火）15：30～16：30

3. 場所：原子力規制庁9階B会議室  
※本ヒアリングは対面及びテレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他12名

5. 要旨

○原子力規制庁から、令和4年4月28日に実施した「第437回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」及び令和4年5月10日に実施した「第439回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（非公開）」において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）へ指摘した以下の事項について補足説明を行った。

（1）第53条のBDBAを超える事象への対応のうち、大型航空機の衝突による火災への対応として、燃料油火災への対応とナトリウム火災への対応手順について、現場の火災状況により消火手順を判断するなど、事象想定に対する対応の手順を検討して説明すること。

（2）第6条の降下火砕物への対応のうち、多量の降下火砕物が原子炉施設に到達するおそれが確認される場合には、速やかに主冷却機上部や非常用発電機冷却塔上部に降下火砕物流入防止板を設置するとしているが、主冷却機については、冷却ダクト内の降下火砕物の堆積による空気流路閉塞への影響を考慮の上、降下火砕物対策としての優先度を再検討すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料  
なし